

## 習志野市ふるさと納税代行事業委託 公募型プロポーザル 実施要領

### 1. 趣旨

習志野市(以下「本市」という。)のふるさと納税事業において、本市の取組みに共感し、応援していただける寄附者の増加、本市及び本市返礼品等のPR、返礼品等の販路拡大並びに地場産業の活性化を図ることを目的に、公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)を実施するため必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名

習志野市ふるさと納税代行事業委託

#### (2) 業務内容

別紙「習志野市ふるさと納税代行事業委託仕様書」のとおりとする。

なお、本市がふるさと納税ポータルサイトとして扱う「ふるさとチョイス(連携サイトを含む)」、「楽天ふるさと納税」、「ふるなび」を活用した寄附受付等の業務遂行、及び寄附管理システム「ふるさと納税 do(提供元:株式会社シフトセブンコンサルティング)」による寄附者情報等のデータ管理を行うことを前提条件とする。

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※ 受注者による業務の開始日は令和7年2月1日を想定しており、契約締結日から令和7年1月31日までは業務開始に向けた準備期間とする。この間に発生する費用については、受注者が負担することとする。また業務の履行について、原則、令和7年2月1日より3年間継続して実施できることを条件とする。

#### (4) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

### 3. 応募資格の要件

応募を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

#### (1) 習志野市入札参加資格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に登録があるもの。

なお、申請時に登録がない場合は、3ページ「7.提案書類等の提出」に併せて登記簿謄本の写し(直近3カ月以内に発行されたもの)及び財務諸表の写しを提出すること。

#### (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。

#### (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき手続き開始の申立てがなされている者(手続き開始後、資格の再認定を受けたも

- のを除く。)でないこと。
- (5) 本業務にかかる公募の日から契約締結日までの間に、本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 習志野市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第9条に規定する排除の対象となっていないこと。
- (7) 本プロポーザルに応募しようとする者の役員が、本プロポーザルに応募しようとする他法人の役員を兼ねていないこと。
- (8) 担当技術者等を当該業務に適切に配置し、かつ連絡体制を徹底させること。
- (9) 過去5年度以内に同業務委託を受注し、業務を実施した実績があること。
- (10) 近隣県(千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県)に、ふるさと納税業務を担当する営業所を設置している、若しくは業務開始までに設置すること。
- (11) 複数の事業者等により構成される共同体を構成し、申請を行う場合は、代表者を定めて申請すること。この場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めない。また、共同体を構成する団体は、他の構成団体の一員となること、または単独での申請はできない。
- (12) 共同体で申請を行う場合は、構成員すべてが上記(1)から(11)に掲げる要件を全て満たしていること。

#### 4. スケジュール

内 容	日 時
公募開始	令和6年7月1日(月)
質問受付期間(申請者→市)	令和6年7月1日(月)～7月10日(水)
質問に対する市からの回答	令和6年7月16日(火)
提案書類等受付期間	令和6年7月22日(月)～7月26日(金)
提案書に対する質問(市→申請者)	令和6年8月16日(金)
質問に対する申請者からの回答	令和6年8月16日(金)～8月23日(金)
審査結果通知	令和6年8月30日(金)
契約締結	令和6年10月1日(火)予定
運用開始	令和7年2月1日(土)予定

#### 5. 実施要領等の配布

##### (1) 配布期間・時間

令和6年7月1日(月)から7月26日(金)午後5時まで

##### (2) 配布方法

① 以下、習志野市ホームページからのダウンロードを原則とする。

[www.city.narashino.lg.jp/jigyosha/proposal/annai/FurusatoNozei\\_2024.html](http://www.city.narashino.lg.jp/jigyosha/proposal/annai/FurusatoNozei_2024.html)

なお、事前に担当課に確認の上、書面により受領することができる。

- ② 書面による配布については、上記期間の土曜日・日曜日、祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。

配布場所：習志野市政策経営部財政課（習志野市庁舎3階）

## 6. 「実施要領」及び「仕様書」に関する質問

### (1) 受付内容

「実施要領」及び「仕様書」に関する質問

### (2) 受付時間

令和6年7月1日（月）午前8時30分から令和6年7月10日（水）午後5時まで

### (3) 質問方法

質問書（様式第5号）により E-mail で政策経営部財政課あてに送信すること。件名は、「ふるさと納税代行事業委託に関する質問書」とし、提出時は別途電話によりメールの受信確認を行うこと。

政策経営部財政課 E-mail アドレス： keiei@city.narashino.lg.jp

### (4) 回答日

令和6年7月16日（火）予定

### (5) 回答方法

各申請者の質問に対して、申請者全員に E-mail で回答する。

### (6) その他

担当課への口頭、郵送、電話、FAX 及び持参による受付しない。  
また、回答に対する再質問は受け付けない。

## 7. 提案書類等の提出

### (1) 提出書類

#### ① プロポーザル参加申込書（様式第1号）

※ 共同体での申請にあたっては、共同体の代表者が申請者となる。

#### ② 誓約書（様式第2号）

#### ③ 申請者概要書（様式第3号）

#### ④ 企画提案書（任意様式）

#### ⑤ 見積書（様式第4号）

#### ⑥ 複数の事業者等により構成される共同体で申請する場合は、共同体結成協定書又はこれに相当する書類

また、構成する事業者ごとに②、③の書類を添付すること。

### (2) 提出期限

令和6年7月22日（月）から7月26日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

習志野市役所財政課に直接持参もしくは郵送すること。郵送の際は、上記提出期限必着で提出すること。

(4) 提出部数

原本 各1部

(④企画提案書については副本として8部(複写可))

※ なお、副本は申請者名が特定できないようにすること

(5) 辞退

(1)に記載の提出書類一式を提出後、プロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出すること。

(6) その他

- ① 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提出された書類は、審査及び契約候補者の特定以外の目的に使用しない。

## 8. 企画提案書の作成

企画提案書の作成にあたっては、A4用紙を用い、目次及び頁番号をつけ、表紙を除いて20ページ以内で両面印刷とする。使用言語は日本語とし、仕様書を遵守したものとし、10. 選定に関する事項(2)「評価基準」に基づいた構成とすること。

「評価基準」に関する内容を必ず記載すること。なお、評価項目に沿った順に記載すること。

## 9. 金額の見積について

(1) 寄附金額等の想定

以下の業務規模を想定し、当該想定寄附に附随する業務も含め金額を積算すること。

※ 想定金額・件数は契約期間である令和7年2月～3月の2カ月分。なお、()内は令和6年度通年の想定金額および件数。

- ① 想定寄附金額:831,706 円(13,117,057 円)、寄附件数:65件(712 件)
- ② ワンストップ特例申請書受付・審査件数:4件(190件)

(2) 見積費用

(1)の想定金額、件数に基づき、以下①、②について見積もること。

① ふるさと納税代行事業委託料

見積上限額： 想定寄附金額の8.0%以内(消費税及び地方消費税を除く)

② ワンストップ特例申請書受付・審査に関する業務に係る費用

見積上限額： 1,200円(消費税及び地方消費税を除く)

※ 上記寄附金額とは、本業務委託の対象となるふるさと納税ポータルサイト(「さとふる」

は含まない) 経由の寄附金額の合計を指す。

- ※ 業務開始前の準備期間に係る費用は受注者負担とし、①には含まない。
- ※ 返礼品の調達及び配送に係る費用、各種書類の送付、およびワンストップ特例申請書受付・審査業務に関する市と受注者の間での申請書類の受け渡し等に係る費用は実費とし、見積金額には含まない。なお、配送等の方法は市と協議により決定する。

## 10. 選定に関する事項

### (1) 選定方法

本市が設置した「習志野市ふるさと納税代行事業候補者選定委員会」において、提出された提案書の内容について、次ページに示す評価基準に基づき評価採点を行う。その合計点が最も高い者を第一契約候補者とし、次点となった者を第二契約候補者とする。なお、面接形式でのプレゼンテーションは実施しない。ただし、提案書に対し、本市より質問を行う場合がある。

- ① 全委員の評価点合計により採点する。(100点×5人=500点)
- ② 評価点数が同数の場合は、その者の中から委員の合議により上位を決める。
- ③ 375点を最低点とし、375点に満たない場合、および各評価項目において仕様書の水準を満たさない項目がある場合は、契約候補者としないものとする。

## (2) 評価基準

区分	評価項目	評価基準	配点
A 基本的事項	1 業務理解	本市の特性およびふるさと納税制度の現状、課題を理解した提案であること。	10
	2 業務体制	提案全体を通じて実現可能な内容となっているか。運用開始までの導入計画について実行可能な提案であること。	5
		本市向けの担当者を設置する、担当営業所から本市までの距離が近いなど、課題や要望に対して素早い対応が可能な実施体制となっているか。	5
	3 業務実績	ふるさと納税代行事業について十分な実績はあるか。 ふるさと納税制度に関する現状、課題として本市に類似した自治体での実績があるか(具体的な事例を示すこと)。	10
B 事業者対応	1 返礼品開拓	新たな返礼品の企画開発や、既存返礼品の魅力向上に向けた取り組みが戦略的に行えるか。 また、寄附額の目標や達成する根拠について、具体的に提案されているか。	15
	2 事業者対応	ふるさと納税制度を通じ、返礼品はもとより、地元事業者の PR、活性化に寄与できるか。 返礼品協力事業者との連携が密に取れ、定期的に返礼品協力事業者を訪問して、直接コミュニケーションを取ることができるか。	10
		経験の浅い事業者、パソコン操作等が不得手な事業者でも参入できるよう丁寧な関わり等を行う工夫があるか。 問題発生時には速やかに対応することができる体制となっているか。	5
C 寄附者対応	1 プロモーション	各ポータルサイトの特性や SEO 対策について十分な知見を有し、本市及び返礼品が多くの方の目に触れる機会を増やす工夫ができるか。 返礼品協力事業者の負担を最小限に、返礼品の紹介や画像を充実させることができるか。	10
	2 寄附者対応	寄附者からの問い合わせやクレームに対して、適切に対応できる体制となっているか。 寄附者の個人情報適切に管理され、漏洩対策は徹底されているか。 またシステムダウンなど不測の事態が生じた場合の対応策は適切であるか。	10 5
D その他	1 アピールポイント	本市の業務効率化、経費削減、寄付金額増に向けた市への支援について具体的に示されているか。 仕様書に規定する以外の事業者独自の提案がされているか。	10
E 経費	1 見積金額	見積価格・現金見積金額	5
計			100

### (3) 「提案書」に関する質問

申請者より提出された提案書について、下記のとおり本市より質問を行う場合があるため、その対応を行うこと。

#### ① 質問書の送付

令和6年8月16日(金)に本市より E-mail にて質問書を送付する。送付時は本市より別途電話によりメールの受信確認を行う。

#### ② 回答期限

令和6年8月23日(金)午後5時まで

#### ③ 回答方法

E-mail(メールアドレスは上記参照)で政策経営部財政課あてに送信すること。提出時は別途電話によりメールの受信確認を行うこと。

件名は、「ふるさと納税代行事業委託「提案書」に関する回答」とし、回答は任意様式とする。

なお、提案書に関する回答は、提案書を補足するものとして取り扱うため評価採点の対象となる場合がある。

### (4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、プロポーザルの参加資格または契約候補者の決定を取り消すものとする。

- ① 提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- ② 参加資格を満たしていないことが判明したとき、または満たさなくなったとき。
- ③ 提案書に対する質問に回答しなかったとき。
- ④ その他選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき。

### (5) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、当該審査を行った全申請者に対し、書面にて通知するとともに本市ホームページにおいて順位と事業者名を公表する。なお、選定結果についての異議の申し立て等は一切受け付けない。

### (6) 契約の締結について

市は、第一契約候補者と契約交渉を行う。また、市と第一契約候補者との契約交渉が不調となった場合は、第二契約候補者と契約交渉を行う。

## 11. その他

- (1) 提出された書類は、個人に関する情報等を除き、習志野市情報公開条例(平成10年4月1日施行)の資料請求に基づき開示されることがある。
- (2) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

12. 提出先、問い合わせ先

習志野市 政策経営部 財政課 経営改革係  
 所在地 〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2-1-1  
 T E L 047-453-9221  
 F A X 047-453-9313  
 E-mail keiei@city.narashino.lg.jp

【参考事項】習志野市のふるさと納税制度の現状

(1) ふるさと納税寄附件数・金額実績(令和元年度～令和5年度)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
件数	369	292	258 (52)	282 (133)	1,367 (617)
金額 (円)	4,407,000	7,263,053	5,057,066 (1,185,000)	5,360,229 (2,978,000)	50,005,000 (12,718,000)

※ 上段:本市全体の寄附実績(ふるさと納税ポータルサイトを經由しない寄附を含む)

下段括弧内:本業務委託の対象となるふるさと納税ポータルサイトを經由した寄附実績

※ 本市のふるさと納税制度における市町村民税の寄附金控除額 約8.9億円(令和5年度)

(2) 返礼品の状況

- ① 返礼品個数 137個(令和5年度末時点)
- ② 主な返礼品(令和5年度申込件数順)

	返礼品名	件数(件)	寄附金額(円)
1	電子商品券(「さとふる」のみ)	552	12,320,000
2	習志野ソーセージ	180	2,320,000
3	ロカボ弁当	99	2,296,000
4	市内温浴施設入浴券	88	2,370,000
5	パン屋の商品券	88	1,156,000

※ 数量等が異なる同一返礼品は合算しています。